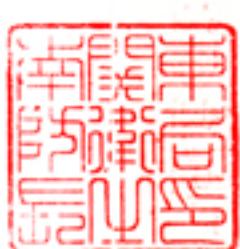


確 認 書



確 認 書

平成18年5月30日に閣議決定された「在日米軍の兵力構成見直し等に関する政
府の取組について」において具体的な措置として着実に実施していくものとすること
とされたキャンプ座間における在日米陸軍司令部の改編等については、国は、司令部
機能が強化され座間市及び同市市民に対する新たな負担となるものと認識している。

そこで、昭和46年6月25日付け覚書（横浜防衛施設局長（当時）と座間町長（当
時）が取り交わしたもの）を以下「覚書」という。）において、防衛省が座間市
に対し誠実に履行すると約したキャンプ座間の基地縮小など、座間市及び同市市民の
負担の軽減策等を責任をもって履行するため、防衛省と座間市は、継続的、定期的に
両者が協議を行う場を設置することに合意し、ここに確認する。

記

（目的）

第1条 防衛省は、座間市が市総合計画の中で基地の整理・縮小・返還を掲げている
基本姿勢である市は真摯に受け止め、その着実な具現化を図るべく同市に対し誠
実に履行すると約している覚書及び負担の軽減策等を責任をもって履行するため、
防衛省と座間市が協議するものとする。

（設置）

第2条 防衛省と座間市は、覚書及び負担の軽減策等を防衛省が誠実に履行する責務
を有することを相互に確認し、その実効性を確保するため、今般の米軍再編を契機
とし、負担の軽減策等について協議を行う「キャンプ座間に関する協議会」（以下
「協議会」という。）を設置する。

（協議事項）

第3条 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 市はの着実な具現化を図るべく座間市に対し誠実に履行すると約している覚書
に関すること
- (2) 座間市及び同市市民の負担の軽減策等に関すること
- (3) その他特別の事情が生じ協議すべきと認められる事項

（構成）

第4条 協議会に代表幹事会を置く。また、代表幹事会の下に幹事会を置く。

2 代表幹事会及び幹事会の構成員は、防衛省、座間市それぞれが指名し、別途定め
るところによる。

(開催)

第5条 代表幹事会及び幹事会の開催は次のとおりとする。

(1) 代表幹事会は年1回を原則とする。

(2) 幹事会は年4回を原則とする。

(3) 代表幹事会及び幹事会は、必要に応じ開催することができる。

(雑則)

第6条 代表幹事会及び幹事会の運営に関し、必要な事項は別に定める。

(その他)

第7条 本確認書に疑義又は定めのない事項が生じたときは、確認者は誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

平成20年8月8日

防衛省
地方協力局長

井上源三



南関東防衛局長

齊藤敏夫



座間市長

足野勝司



